

医療機関の皆さまへ

横浜市保健所長

デング熱等患者への対応について（依頼）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般、昨年のデング熱の国内発生を受けて、厚生労働省から「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」が公表され、特にデング熱・チクングニア熱について、積極的な予防対策や患者への適切な医療の提供の重要性や、病原体の遺伝子検査による感染経路の究明が明記されました。

つきましては、デング熱等を疑う症例の診療の際には、別紙「デング熱等患者への対応について」にご留意いただき、次の事項にご協力いただけますよう貴会各医療機関の皆様へのご周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成26年9月22日付健健安第1038号「デング熱の国内感染症例について（第三版）」は、廃止します。

- 1 流行地[※]への渡航歴のあるデング熱等の疑い患者を診察した際には、他の輸入感染症との鑑別が必要であるため、横浜市立市民病院感染症内科への紹介をご検討ください。

この場合、横浜市保健所への連絡は不要です。

【連絡先】横浜市立市民病院電話：331-1961（代表）

◆ 検査や診断については感染症内科外来の診療時間内の対応になります。受付は月～金曜日の午前8:00～11:00です（午後もご相談に応じます）。重症例等の緊急の場合は、上記連絡先（24時間対応）で救急外来にご相談ください。

- 2 流行地[※]への渡航歴はないにもかかわらず、デング熱等を疑う患者を診察した際には、横浜市保健所健康安全課にご連絡ください。国内感染の疑いとして保健所が調査を実施します。

【連絡先】

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当

電話：671-2463（平日8:30～17:15）

664-7293（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

FAX：641-6074

- 3 NS1 抗原等の検査によりデング熱・チクングニア熱と診断した際には、横浜市衛生研究所への患者検体（血液）の提供にご協力ください。

※ 流行地：ネッタイシマカ、ヒトスジシマカが生息する熱帯・亜熱帯地域
（特に東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国、アフリカ等）

（参考）厚生労働省 「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」等の医療機関向け情報

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dengue_fever.html

「デング熱診療ガイドライン」は平成27年5月22日付で「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」に改訂されました。

担当：横浜市保健所 健康安全課

電話：045-671-2463 FAX：045-641-6074

E-mail：kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp

デング熱等患者への対応について

1 デング熱等を疑う患者について

デング熱は、横浜市内でも毎年10例を超える輸入感染症例の届出があるとともに、平成27年はすでに8例の届出があり、増加傾向にあります。チクングニア熱は市内で23年から24年に3例の輸入感染症例の届出があったのみですが、海外では流行拡大がみとめられ、デング熱と同様に輸入感染症例の増加や国内感染事例の発生が懸念されます。

そのため、帰国後発症した患者には、適切な医療を提供するとともに、国内での感染拡大を防止するための保健指導が重要です。

流行地域への渡航歴があり、以下のような症状を呈する患者を診察した際には、他のウイルス性疾患等と鑑別する必要がありますので、横浜市立市民病院へのご紹介をご検討ください。

【デング熱の症状及び検査所見】

2～15日（多くは3～7日）の潜伏期の後に突然の高熱で発症する。頭痛、眼窩痛、顔面紅潮、結膜充血を伴う。発熱は2～7日間持続する（二峰性であることが多い）。初期症状に続いて全身の筋肉痛、骨関節痛、全身倦怠感を呈する。発症3～4日後、胸部・体幹からはじまる発疹が出現し、四肢、顔面へ広がる。症状は1週間程度で回復する。血液所見では高度の白血球減少、血小板減少がみられる。

【チクングニア熱の症状及び検査所見】

2～12日（多くは3～7日）の潜伏期の後に発症し、発熱及び関節痛がよくみられる。全身倦怠感、リンパ節腫脹、頭痛、筋肉痛、発疹、関節炎、悪心・嘔吐などを呈することもある。ほとんどの症状は3～10日で消失するが関節炎は特に四肢末梢の関節に多発し、数週間から数ヶ月持続する場合がある。血液所見ではリンパ球減少、血小板減少があり、ALT、ASTの上昇もみられる。

※ チクングニア熱とデング熱との鑑別は臨床症状のみでは困難であるとされていますので、詳細については「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」をご参照ください。

また、流行地への渡航歴がないにもかかわらず、「デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン」や、届出基準等を参考に、経過や診察の結果からデング熱等が強く疑われる場合には、症状、経過、行動歴、血液検査データ等を踏まえて横浜市衛生研究所での検査を検討しますので、下記にご連絡ください。（検査対象は、発症後7日程度までとします。）

【連絡先】

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当

電話：671-2463（平日8:30～17:15）

664-7293（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

FAX：641-6074

2 デング熱・チクングニア熱患者に対する保健指導について

デング熱疑い患者を診察した際には、二次感染防止のため「ヤブ蚊」に刺されないこと、献血をしないこと等について、患者及び患者家族等への十分なご指導をお願いします。

3 検査の結果、NS1抗原（デングウイルスのみ）、特異的IgM抗体が陽性になった場合

四類感染症として、各区福祉保健センターへすみやかに発生届の提出をお願いします。

また、疫学調査に必要な遺伝子検査を実施するため、横浜市衛生研究所への検体の提供についてご協力ください。

※ デング熱・チクングニア熱の診療ガイドライン（平成27年5月22日付で改訂されました）http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/dengue_fever_jichitai_20150421-02.pdf